

総合評価方式

平成17年4月に制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、価格に加えて、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入・拡大を図ることが求められています。

国土交通省では平成20年度より原則総合評価方式を実施することとされており、地方公共団体における適用も拡大傾向にあります。

一方、入札契約制度の改善・適正化も進められており、総合評価方式についてもさらなる透明性の向上を目標にさまざまな改善策が講じられているところです。

今回の特集では、「総合評価方式」をテーマとして、国土交通省および地方公共団体の取り組みを紹介します。

総合評価落札方式の透明性の確保等に関する改善策について

国土交通省大臣官房技術調査課

はら ひさや
課長補佐 原 久弥

1. はじめに

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下「品確法」という。）が制定され、5年が経過した。品確法においては、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされ

ることにより、確保されなければならないものとされており、価格に加え価格以外の要素も、総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の導入・拡大を図ることが求められている。

国土交通省においては、平成17年度より本格的に総合評価落札方式を導入し、順次、その対象を拡大し、平成20年度に原則総合評価落札方式を実施することとし、件数ベースで約98.8%，金額ベースで約99.7%の実績となり、普及の面では大きな進捗が図られた（図 1）。

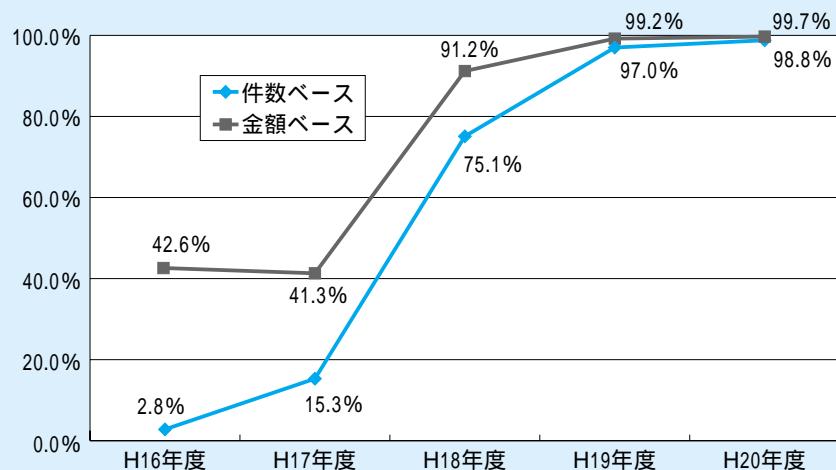


図 1 国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の実施状況（工事）

2. 透明性の向上の取り組み

これまで、総合評価落札方式における入札契約手続きについては、総合評価委員会で年度ごとの総合評価落札方式の実施方針を策定・公表し、個々の工事発注案件ごとに入札公告前段階および技術提案の評価段階で総合評価委員会小委員会を開催、さらに入札結果の公表後に入札監視委員会において個々の工事案件ごとの入札契約手続きの運用状況等を抽出審議するなど、入札手続きの各段階において第三者委員会によるチェックを行い、透明性の確保を図ってきたところである。

昨年、国土交通大臣より、国土交通省の直轄工事における入札契約制度について見直しの検討指示があり、できるものから実施していくこととし、総合評価落札方式についても、さらなる透明性の向上に関する検討を行い、平成22年度の予算執行から、総合評価落札方式の技術評価に関する透明性を向上させるとともに、民間企業の技術力による競争を促進させるために、入札手続きにお

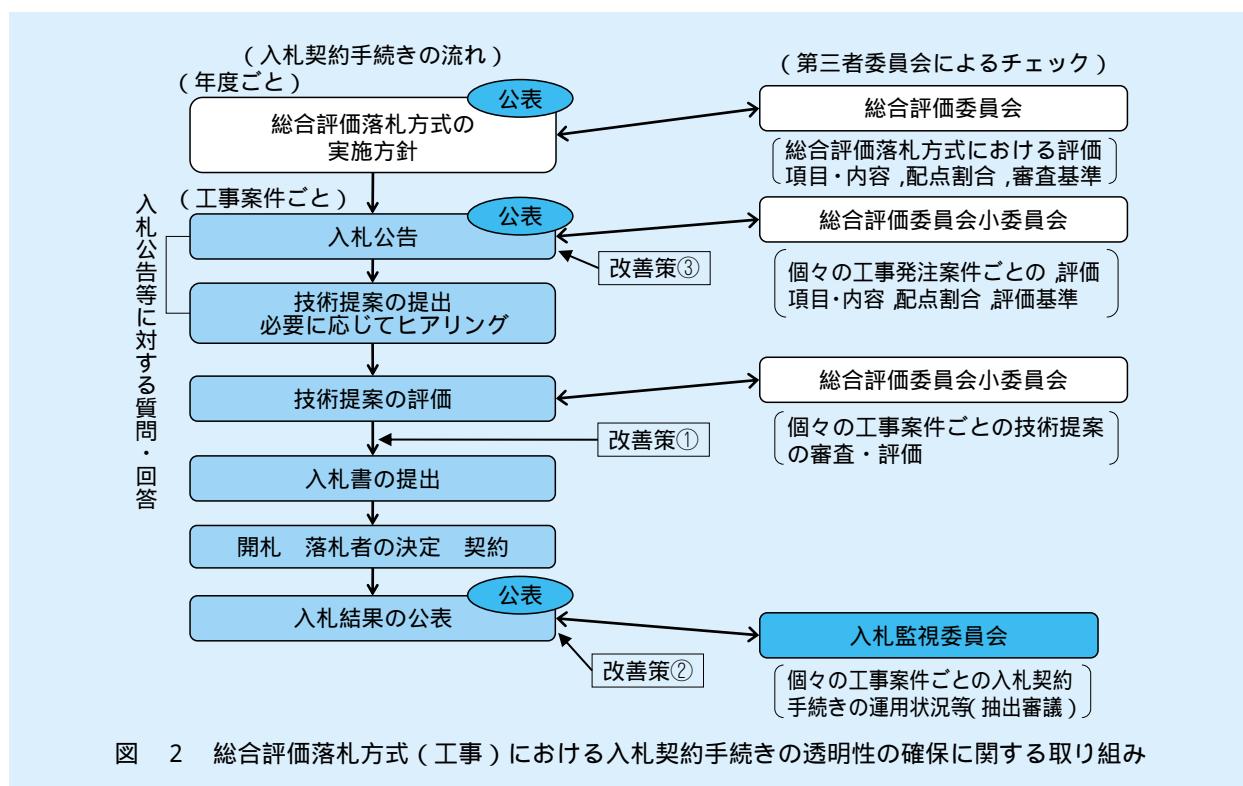
ける各段階で三つの改善策を講じることとしたので、紹介する（図 2）。

（1）技術提案の採否等の通知

これまで、総合評価落札方式における技術提案の評価結果については、入札結果の公表に当たり、点数の公表のみを行ってきたが、各入札参加者から提出された技術提案等について、当該技術案等を提出した入札参加者は、提案した技術が加点対象として評価されたのか、その評価結果が分からずの状況にあった。

このため、平成22年度より、技術対話をを行う高度技術提案型を除き、技術提案の評価結果に対する具体的な内容の通知を行うこととし、提案した企業は各提案項目について、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案の採否の通知と合わせて、「：加点対象として評価する」もしくは「：加点対象として評価しない」というような具体的な評価内容を通知されることになった（図 3）。

なお、技術提案の採否の通知については標準Ⅰ型より実施することとしており、順次、標準Ⅱ型・簡易型に拡大していくこととしている。



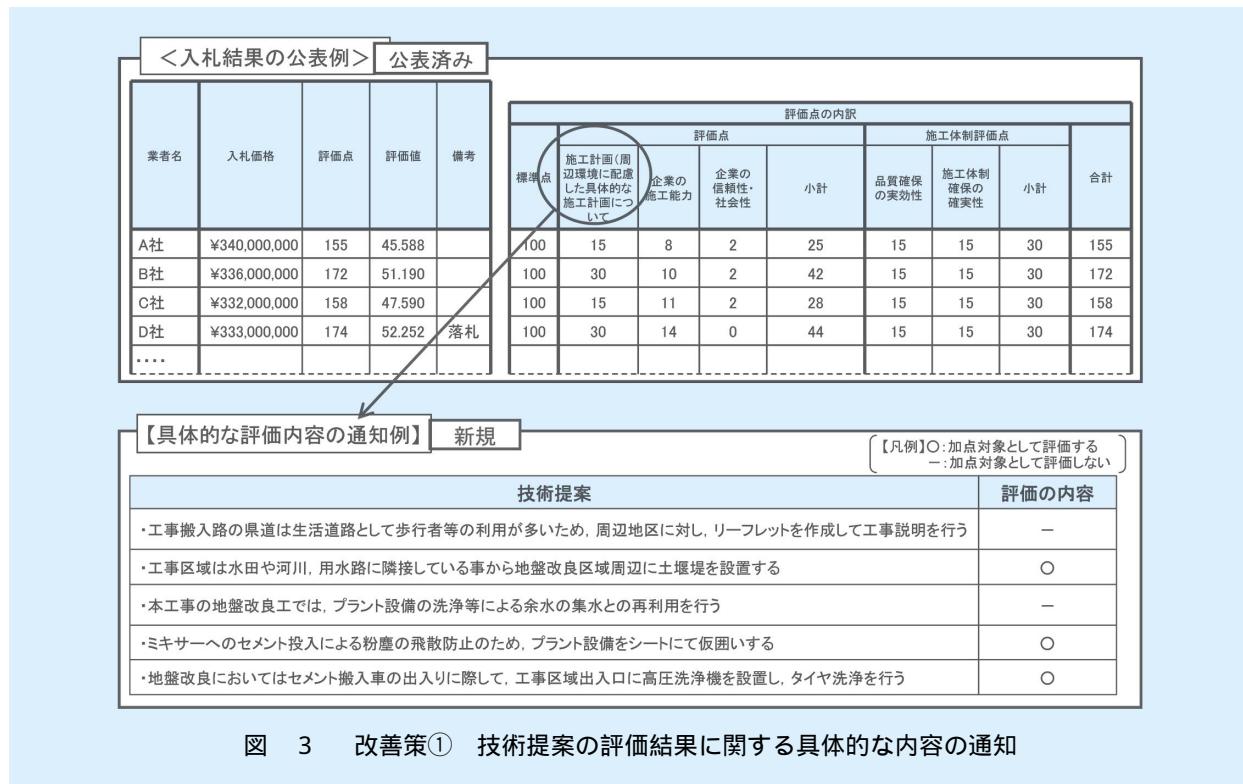


図 3 改善策① 技術提案の評価結果に関する具体的な内容の通知

(2) 技術提案の評価内容等に関する問い合わせ窓口の設置
 (1)における、技術提案等の採否の通知ならびに加算点を付与する対象となる項目および付与する

対象とならない項目の通知（以下単に「通知」という。）に関する問い合わせに対応するための窓口を、各地方整備局（企画部技術開発調整官）に設置した（図 4）。

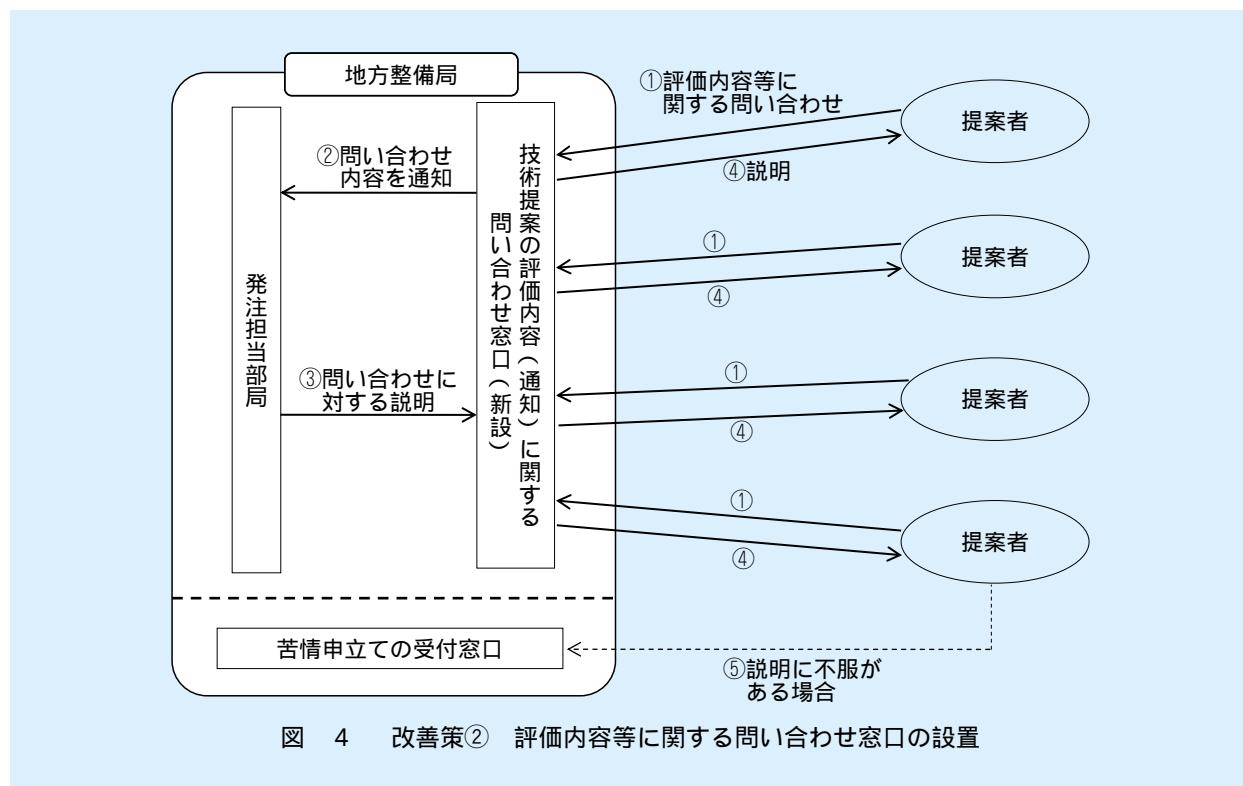


図 4 改善策② 評価内容等に関する問い合わせ窓口の設置

<入札参加要件の記載項目>(一般的なもの:WTO対象工事を除く)

(1)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(一般競争に参加させないことができる者)
に該当しない者

(2)当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者
(会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと)

(3)地域要件

(4)施工実績

例1)(ア)道路橋又は鉄道橋であること。

~~(イ)最大支間長が25m以上であること。~~

例2)(ア)2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で、舗装の表層面積が10,000m²
以上の工事であること

例3)(ア)河川堤防の築堤工事において築堤盛土量が4,000m³以上であること

(5)監理技術者を当該工事に専任で配置できること

(6)以下、略 ...

図 5 改善策③ 入札参加要件における要件設定の見直し

これにより、入札参加者は、自身が受領した通知について、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に技術開発調整官に対しメールまたはFAXにより問い合わせをすることができる。

問い合わせがあった場合、窓口は、発注担当部局に事実関係を確認した上で、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、メールまたはFAXにより当該問い合わせをした入札参加者に説明を行う。

入札参加者は、上述の説明に加えて、落札者決定の通知後入札説明書に定める期間内に窓口に申し出ることにより、面談等による説明を求めることができることとなった。

なお、これらの問い合わせ窓口は、技術提案の評価内容等に関する窓口のため、評価結果に関する苦情等については、別途入札説明書に記載する苦情申し立ての手続きをとっていただくことになるので注意していただきたい。

(3) 入札参加要件における要件設定の見直し

これまで、入札参加要件において施工実績を定める際、例えば橋梁の長さ（何m以上）、舗装施工面積（何m²以上）、盛土・切土の施工量（m³以上）等の過去の実績の工事量を求めていたが、今後、工事難易度の低い工事の入札参加要件には、過去の実績の工事量による設定は行わず、総合評価落札方式の技術評価における施工能力の評価として行うこととした（図 5）。

3. さいごに

公共工事については、国民の税金により社会資本を整備するものであり、競争性、透明性、公正性を確保することが必要不可欠である。

今回の改善策等を通じ、引き続き、国土交通省直轄工事における透明性の確保に努めて参りたい。